

私学助成幼稚園の利用に関する認定の手引き (令和 7～8 年度用)



はじめに…

この手引きにおける「幼稚園」とは、私学助成幼稚園を指します。お子さまが私学助成幼稚園を利用している・これから利用する方は、この手引きの内容をよくご確認のうえ必要な手続きを行ってください。

目次

1	クラス年齢の数えかたについて (P. 1)
	クラス年齢（幼稚園を利用するお子さまの年齢）の数えかたが書かれています。
2	認定を受けるまでの流れについて (P. 2)
	認定の申請書を提出してから通知書が届くまでの流れが書かれています。
3	幼稚園の預かり保育の考えかたについて (P. 3)
	幼稚園の預かり保育の考えかたが書かれています。
4	認定申請について (P. 4～5)
	どの認定を受けたらよいか、確認のためのフローチャートなどが書かれています。
5	保育を必要とする理由について (P. 6)
	新 2・3 号認定に必要となる「保育を必要とする理由」について書かれています。
6	申請に必要な書類について (P. 7～9)
	それぞれの申請に必要な書類が書かれています。
7	認定を受けたあとの注意事項 (P. 10～11)
	認定を受けたあとにご注意いただきたいことを記載しています。
8	お問い合わせ (P. 11)
	手引きについての不明点などがあれば、お問い合わせください。

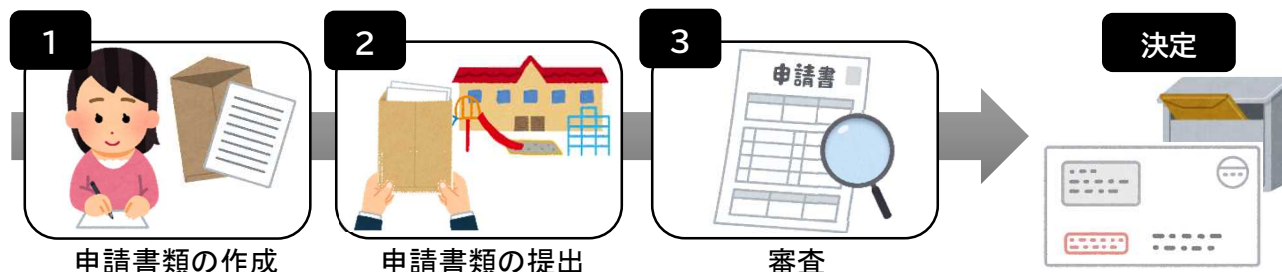
1 クラス年齢の数えかたについて

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）及び令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）の利用については、下の表のとおり年齢（クラス年齢）を数えます。

クラス年齢	令和 7 年度	令和 8 年度
満 3 歳児	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生 ※ 満 3 歳児は、最短で 3 歳の誕生日の前日から各認定の対象になります。 ※ 保育所等を利用しているお子さまの満 3 歳到達に伴う新 1 号認定または新 3 号への切り替えについては、「6 申請に必要な書類について (P. 9)」をご確認ください。	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生
3 歳児	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生

4 歳児	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生
5 歳児	平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生

2 認定を受けるまでの流れについて



注意事項

各認定は、原則として札幌市に申請書類が届いた日より遡って開始することはできません。

このため、認定を受け始めたい日より前（新たに幼稚園へ入園する場合は、入園日より前）に札幌市へ届くよう、幼稚園から札幌市へ提出する期間も想定して、余裕をもってご提出ください。

(1) 申請書類の作成

- ① 申請書などの様式と提出用封筒を利用する（している）幼稚園からお渡ししますので、受けたい認定の種類や、世帯の状況に合わせて必要書類をご用意ください。
- ② 提出する書類は、提出用封筒に入れ、かならず封を閉じた状態にしてください。封筒には記入欄にしたがってお子さまのお名前などをご記入ください。

(2) 申請書類の提出

利用する（している）幼稚園へ申請書類を提出してください。提出いただいた申請書類は、幼稚園を経由して札幌市に届きます。

(3) 審査

各認定の審査は、札幌市子ども・子育て支援事務センター（以下、「事務センター」と記載）で行います。

審査に関するお願い

提出いただいた書類について確認したいことがあるときは、事務センターやお住まいの区の保健センターからお電話やショートメッセージサービス、手紙などでご連絡させていただく場合があります。内容の確認ができるまで認定を行うことができませんので、連絡があった場合はご対応いただきますようお願いいたします。

また、書類を提出した後に世帯状況が変わった場合は、保護者様より事務センターにご連絡いただきますようお願いいたします。

(4) 認定通知書の送付（札幌市で申請書を受付してから約 1 か月後 ※4 月認定開始希望を除く）

各認定が決定された場合は、事務センター（またはお住まいの区の健康・子ども課 子ども家庭福祉係）からご自宅あてに認定通知書を郵送します。

認定通知書は、申請書を札幌市で受付してから約 1 か月後を目安に郵送しますが、認定開始希望

日が 4 月の場合は、認定申請が集中するため 3 月中旬頃の郵送となりますのでご了承ください。なお、無償化の適用開始日は通知書に記載された「認定期間」の開始日です。通知書が届いたら、かならずご確認ください。

3 幼稚園の預かり保育の考えかたについて

(1) 預かり保育とは

預かり保育とは、幼稚園の通常の教育活動の前後において子どもを預かるサービスのことを指します。

預かり保育とは ※記載の時間は各施設によって異なります

7:00	9:00	14:00	18:00
預かり保育 (朝)	教育部分	預かり保育 (夕方)	

(2) 新 2・3 号認定による無償化の対象範囲

新 2・3 号認定を受けて幼稚園を利用する方の無償化の範囲は、原則、その幼稚園の教育部分の保育料と預かり保育の利用料のみです。

ただし、預かり保育を実施していない幼稚園や、預かり保育の時間が短い幼稚園※を利用する方に限り、幼稚園のほかに認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になる場合があります。

無償化の対象となる範囲（例：平日は幼稚園、土曜は認可外保育施設を利用している場合）

	7:00	9:00	14:00	18:00
平日	預かり保育	教育部分	預かり保育	
土曜	認可外保育施設			

認可外保育施設の利用料は預かり保育の時間が短い幼稚園を利用する場合のみ、無償化の対象となります。

※ 預かり保育の時間が短い幼稚園とは

預かり保育の年間実施日数が 200 日未満または 1 日の預かり時間が教育部分を含めて 8 時間未満の幼稚園を指します。該当する幼稚園は、札幌市子育て情報サイトで確認いただけます。

さっぽろ子育て情報サイト

検索

ホーム＞目的別で探す＞子どもを預ける＞保育園等＞幼児教育・保育無償化＞施設等利用給付認定を受けた方の償還払い（施設等利用費の支給）について

4 認定申請について

(1) どの認定を申請すればよいか

必要となる認定は、お子さまの年齢や、保育の必要性などのご家庭の状況によって異なります。詳しくは、次のページのフローチャートでご確認ください。

(2) 認定の種類一覧

私学助成幼稚園を利用するお子さまに関しては、預かり保育等の利用料の無償化を希望するか否かで受ける認定が異なります。

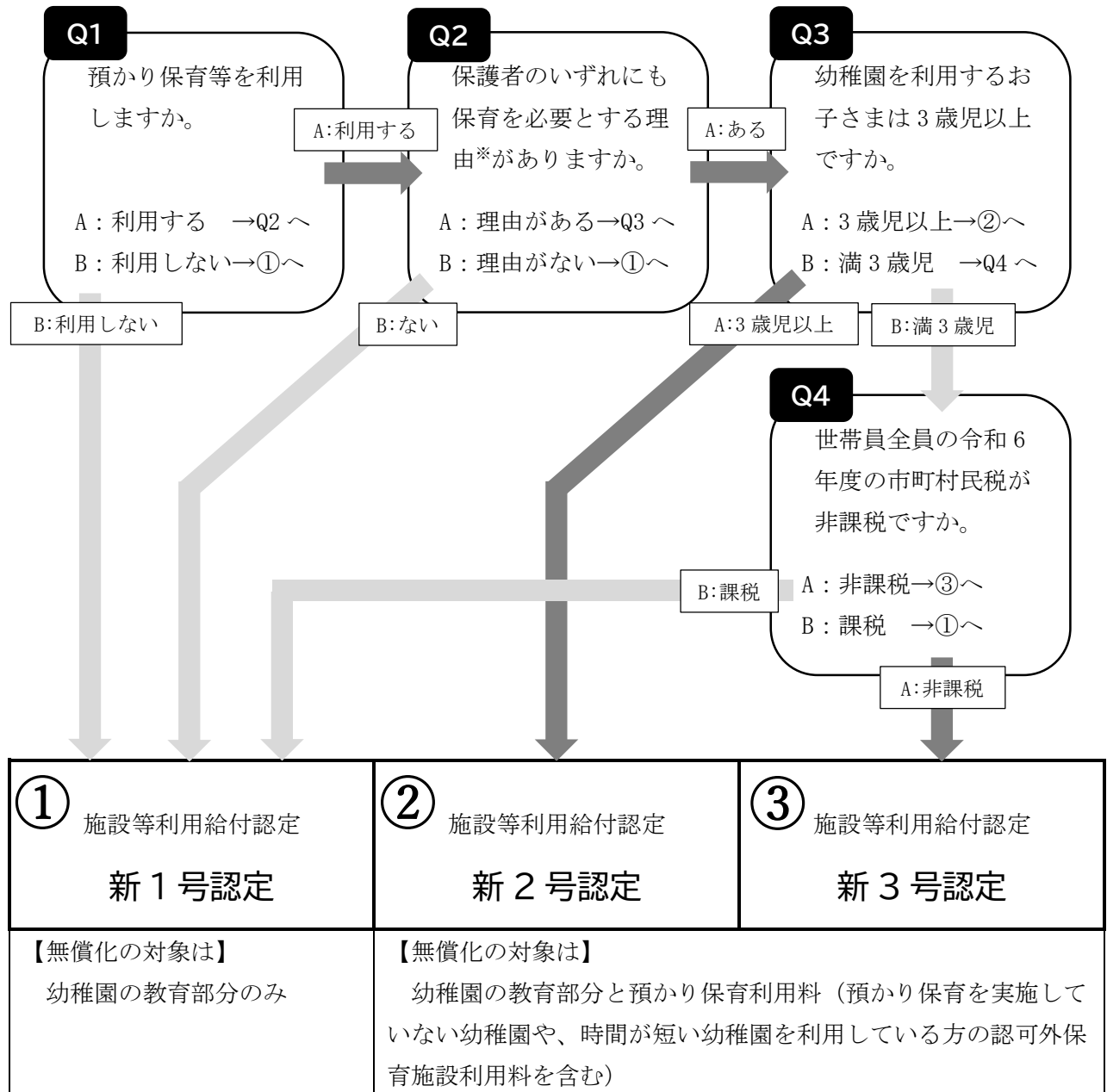
預かり保育等の利用料の無償化を希望する場合は「新 2 号認定」又は「新 3 号認定」を受ける必要がありますが、保護者のいずれもが「**5 保育を必要とする理由について** (P. 6)」に該当する必要があるため、預かり保育等を利用しているものの保育を必要とする理由がない場合は、教育時間のみが無償化の対象となります。

お子さまの年齢	世帯の市町村民税	無償化の対象となるサービスと認定	
		教育時間のみ	教育時間＋預かり保育等
満 3 歳児	課税	新 1 号認定	新 1 号認定※
	非課税		新 3 号認定
3 歳児以上	課税・非課税問わず		新 2 号認定

※ 預かり保育等は無償化対象外

(3) 認定フローチャート

Q1 から順に質問に答えて、必要な認定をご確認ください。



※ 保育を必要とする理由については、「5 保育を必要とする理由について（P.6）」をご確認ください。

5 保育を必要とする理由について

保育を必要とする理由とは、日中ご家庭でお子さまを保育できない状況にある理由を指します。預かり保育を無償化の対象とするためには、保護者それぞれ（夫婦世帯の場合、父・母どちらも）「保育を必要とする理由の一覧」のいずれかに該当する必要があります。

【保育を必要とする理由の一覧】

No.	保育を必要とする理由	条件や認定期間など
1	就労	☐ 月 64 時間以上働いているとき ※ 働く場所（会社・自宅）や時間帯は問いません。
2	妊娠・出産	☐ 母が出産予定日の 8 週間前から出産日の 8 週後の翌日が属する月の末日までの間にあるとき ※ 出産予定日が 9 月 1 日、出産日が 9 月 2 日の場合 ・ 予定日の 8 週間前の日 : 7 月 8 日 ・ 出産日の 8 週間後の日の翌日 : 10 月 28 日となり、認定の有効期間は 7 月 8 日から 10 月 31 日となります。
3	疾病・障がい	障がいの場合 ☐ 身体障害者手帳 2 級以上または、聴覚 6 級以上を持っているとき ☐ 精神障害者保健福祉手帳 2 級以上を持っているとき ☐ 療育手帳（判定 A）を持っているとき 疾病の場合 ☐ 診断書によりお子さまの保育が困難であることを確認できるとき ※ 障がいがあるものの、上記「障がいの場合」に記載の手帳を持っていない場合は、診断書によりお子さまの保育が困難であることを確認します。
4	親族の介護・看護	☐ 病人や障がい者、要介護者を月 64 時間以上介護・看護しているとき
5	求職活動	☐ 仕事を探しているとき ※ 認定期間は、認定開始日から 90 日目が属する月の月末までです。 ※ 認定期間内に月 64 時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず、認定期間が終了した場合、認定期間終了日の翌日以降にかかった預かり保育等の利用料は無償化の対象となりません。
6	就学・職業訓練	☐ 大学や職業訓練などで月 64 時間以上通学しているとき
7	育児休業	☐ 幼稚園を利用しはじめたあとに育児休業を取得したとき ※ 休業取得前の稼働時間が月 64 時間以上の時に限ります。
8	災害復旧	お住まいの区の健康・子ども課 子ども家庭福祉（担当）係までご相談ください。
9	虐待や DV のおそれ	

6 申請に必要な書類について

認定申請に必要な書類は、認定の種類や世帯状況により異なりますので、ご確認ください。

全員必要な書類	(1) 給付認定等申請書＜私学助成幼稚園用＞	P. 7
	(2) マイナンバー記入・貼付用紙	P. 7
施設等利用給付認定新 2・3 号認定を申請する場合のみ必要な書類	(3) 保育を必要とする理由を確認する書類	P. 8～9

(1) 給付認定申請書＜“1 号、新 2 号、新 3 号用”＞ではありませんのでご注意ください。

本手引き「4 認定申請について (P. 4)」で確認をした申請する認定の種類に応じて、必要事項の記載をしてください。

(2) マイナンバー記入・貼付用紙

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、申請書をご提出いただく際は、マイナンバーの記載とともに「番号確認」と「身元確認」が必要となりますので、マイナンバー記入・貼付用紙に申請書に記載した世帯全員分のマイナンバーを記載のうえ、申請者の番号確認書類及び身元確認書類を添付してください。

なお、申請者が自身の個人番号がわからないなど個人番号の記載が困難な場合や、確認書類が不足している場合は、申請・届出書に個人番号を記載せずに申請を受け付けすることも可能です（この場合、札幌市が住民基本台帳等情報により番号を確認します）。



マイナンバー記入・貼付用紙には、
申請者に関する以下の書類のコピーを貼り付けしてください。

番号確認書類（いずれか 1 点）	身元確認書類（いずれか）
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 個人番号が記載されている住民票 ※「個人番号通知書」は証明する書類として使うことができません。 ※「通知カード」は氏名、住所等の記載内容が最新の情報と相違ない場合のみ使うことができます。	【1 点のみでよいもの】 ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 写真付き身分証明書 （氏名・生年月日の記載があるもの）
	【2 点必要となるもの】 ☐ 保険証（国保、健康保険、介護保険など） ☐ 公共料金の領収書 ☐ 市町村民税各種証明書 ☐ 源泉徴収票 ☐ 住民票 ☐ 戸籍の附票 ☐ 各種医療受給者証 ☐ 写真のない身分証明書

(3) 保育を必要とする理由を確認する書類

保育を必要とする理由に応じた書類をご提出ください。

なお、保育を必要とする理由が「8 災害復旧」や「9 虐待・DV のおそれ」の場合は、詳細をお伺いのうえで必要書類をご案内しますので、一度お住まいの区の健康・子ども課 子ども家庭福祉係にご相談ください。

※ きょうだいと同時に申請を行う場合、保育を必要とすることを証明する書類はきょうだい兼用しますので父・母 1 部ずつのみの提出で構いません。

※ 下の表で「札幌市指定様式」の記載がある書類は、「札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス」より印刷してお使いいただくこともできます。



札幌市申請書・届出書ダウンロードサービス

検索

ホーム>キーワード検索で様式名を検索（キーワード例：「就労証明書」など）

【保育を必要とする理由を確認する書類一覧】

No.	保育を必要とする理由	必要な書類	
		書類名	注意事項
1	就労	就労証明書	○ 札幌市指定様式を使用してください。 ○ 月の勤務時間（労働契約上の時間＋休憩時間）が月 64 時間以上あることを確認してください。 ○ 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用先から証明を受けてください。 ○ 個人事業主などの会社に雇用されていない就労形態の方は、事業を行っていることが確認できる書類のコピーを添付してください。
2	妊娠・出産	母子手帳のコピー	○ 認定を受けたいお子さまではなく、妊娠中（または出産された）のお子さまのものがが必要です。 ○ 表紙と、分娩（出産）予定日を確認できる部分のコピーを提出してください。
3	疾病・障がい	（障がいの場合） 障害者手帳のコピー	○ 障害者手帳のうち、氏名・障がい名・障がいの等級・更新の有無が確認できる部分のコピーを提出してください。 ○ コピーを取る際は、必ずカバーから取り出してください。
		（疾病の場合） 診断書	○ 札幌市指定様式を使用してください。 ○ 同居するお子さまを保育することが困難な状況にあることが確認できる場合のみ、疾病を理由に認定を受けられます。

令和 7～8 年度 私学助成幼稚園の利用に関する認定の手引き
令和 7 年 9 月発行

4	親族の介護・看護	① 介護・看護に係る申立書 ② 介護・看護の対象の方の 疾病・障がいが分かる もの	○ ①は <u>札幌市指定様式</u> を使用してください。 ○ ②は、介護・看護の対象の方の疾病・障がいの状況が分かる書類（保育を必要とする理由が「3 疾病・障がい」の場合の必要書類と同じ）を提出してください。
5	求職活動	求職活動状況申告書兼同意書	○ <u>札幌市指定様式</u> を使用してください。
6	就学・職業訓練	① 在学証明書 ② 時間数が分かるもの	○ ①と②のいずれも、学校から発行されたものを提出してください。 ○ 通信制の場合も対象になります。
7	育児休業	就労証明書	○ <u>札幌市指定様式</u> を使用してください。 ○ 育児休業前の月の勤務時間（労働契約上の時間＋休憩時間）が月 64 時間以上あることを確認してください。 ○ 利用する（している）幼稚園に入園する前から育児休業を取得している場合は、育児休業を理由とした認定の対象になりません。

(4) 保育所等を利用している満 3 歳のお子さまの新 1 号認定への切り替えについて

保育所等を利用しており 3 号認定を受けているお子さまが、満 3 歳到達に伴い幼稚園を利用する場合、新 1 号認定を受ける必要があります。認定の対象となるのは、最短で 3 歳の誕生日の前日からとなります。

なお、満 3 歳で預かり保育利用料の無償化を希望するときは新 3 号認定を受ける必要がありますが、新 3 号認定は「4 認定申請について (P. 4)」にあるとおり、保護者それぞれが保育を必要とする理由に該当し、かつ、世帯の市町村民税が非課税であることが条件となります。

世帯の市町村民税が課税されている場合は新 3 号認定を受けることはできませんが、満 3 歳に到達した次の 4 月 1 日から新 2 号認定を受けることができます。クラス年齢が上がることにより新 2 号認定を希望される場合は、認定を受け始めたい日より前に札幌市へ届くよう申請書類をご提出ください。

7 認定を受けたあとの注意事項

(1) 認定通知書について

ご家庭に郵送される「施設等利用給付認定（変更認定）通知書」は、お子さまが認定を受けていることを証明する大事な書類ですので、通知書が届いたら内容をご確認のうえ大切に保管してください。

なお、新 2・3 号認定を受けたお子さまの預かり保育利用料の無償化の適用期間は、施設等利用給付認定（変更認定）通知書に記載された「認定期間」の間となります。

認定通知書を紛失してしまった場合は、札幌市子ども・子育て支援事務センターに連絡し、再発行を受けてください。

(2) 預かり保育料の無償化について

預かり保育の利用料の無償化は、保護者の方からの請求に基づき、3 か月に 1 回の償還払い^{※1}で行います。償還払いに関する詳しいご案内は、「施設等利用給付認定（変更認定）通知書」に同封しますので、必ずご確認ください。

なお、償還払いの請求には施設等利用給付認定の「認定番号」が必要となります。認定番号は、分からなくなったとしても口頭でお伝えすることはできませんので、施設等利用給付認定（変更認定）通知書でご確認いただくようお願いいたします。

※1 利用料を幼稚園にお支払いいただき、1 日 450 円を上限に市から保護者の方へ還付する方法のこと。

(3) 世帯状況に変更があったときの変更手続きについて

引っ越し、保育を必要とする理由の変更^{※2}（就職・退職・育児休業の取得など）が生じた場合は、変更手続きが必要です。変更が分かった場合、速やかに札幌市子ども・子育て支援事務センターに連絡し、必要な手続きを行ってください。なお、保護者が婚姻・離婚をしたときは、認定保護者や施設等利用費の振込口座の変更有無などにより必要な書類も異なりますので、必ずお住まいの区健康・子ども課 子ども家庭福祉係にご連絡ください。

※2 保育を必要とする理由の変更は、施設等利用給付認定 新 2・3 号認定を受けた方のみ手続きが必要です。

【変更手続きの例】

提出先の記載のない書類は「札幌市子ども・子育て支援事務センター」に郵便で提出してください。

① 札幌市内で転居するとき

「給付認定等変更申請書兼変更届出書」を記入し、提出してください。

② 札幌市外に転居するとき（札幌市で受けている各認定を終了する手続きが必要です）

利用している幼稚園に「教育・保育給付認定（1 号）兼施設等利用給付認定（新 1・新 2・新 3 号）申請取下書」を記入し、提出してください。

③ 就職・転職したとき

「給付認定変更申請書兼変更届出書」を記入し、新しい勤務先に関する「就労証明書」を添付して提出してください。

④ 退職したとき

求職活動を行う場合は、「施設等利用給付認定変更申請書」を提出してください。退職に伴い認定を取り下げる場合は、「教育・保育給付認定（1号）兼施設等利用給付認定（新1・新2・新3号）申請取下書」を提出してください。

⑤ 育児休業を取得する場合

幼稚園に入園した後に育児休業を取得する場合のみ預かり保育利用料が引き続き無償化対象になります。「給付認定等変更申請書兼変更届出書」に「就労証明書」を添付して提出してください。

(4) 施設等利用給付認定が受けられなくなる場合

① 認可保育所等や企業主導型保育施設を利用するとき

認可保育所等や企業主導型保育施設の利用をしながら、施設等利用給付認定を受けることはできないため、認定は認可保育所等の利用開始日の前日で終了となります。保護者の方の手続きは不要ですが、予めご承知おきください。

② （新3号認定のみ）市町村民税が課税になる場合

施設等利用給付認定 新3号認定は「世帯の市町村民税が非課税であること」が条件のひとつであるため、世帯の市町村民税が非課税から課税に変更となる場合※1は、施設等利用給付認定 新3号認定は終了します。

※3 世帯の市町村民税が非課税から課税に変更となる場合の例

- ア) 婚姻などにより非課税から課税に変更になる場合は、事実発生月の翌月から認定の対象外となります（1月5日に婚姻し非課税から課税に変更 ➡ 2月分から認定の対象外）。
- イ) 住民税の年度切り替えに伴い非課税から課税になる場合は、9月分から認定の対象外となります（令和6年度の市町村民税が非課税、令和7年度が課税 ➡ 令和7年9月から認定の対象外）。

8 お問い合わせ

幼稚園の利用に関する認定のことや、幼児教育・保育無償化の制度、預かり保育利用料の償還払いなどについて、この手引きを読んでわからないことがある場合は、下記までお問い合わせください。

なお、札幌市子ども・子育て支援事務センターでは、幼稚園や預かり保育の空き状況、預かり保育の利用料についてはお答えできませんので、お子さまが利用する（している）幼稚園に直接お問合せください。

お問い合わせ先	
札幌市子ども・子育て支援事務センター	
 011-211-2626	
受付時間 9:00 から 17:30	
祝日・12/29～1/3 を除く月～金曜日	
〒060-0007	
札幌市中央区北7条西13丁目9-1 塚本ビル7号館7階	

申請書類チェックシート

以下のチェックシートを元に必要書類をご確認のうえ、提出用封筒に入れて申請書類を提出してください。

書類に不備がある場合は、必要な書類がすべてそろわなければ認定することができませんので、提出する書類に不備がないか申請前に必ずご確認ください。

必要な書類			備考
新2・3号認定を希望する方が必要な書類	新1号認定を希望する方が必要な書類	☐ 給付認定等申請書（私学助成幼稚園用）	■ 希望する認定が選択されているか、必ずご確認ください。
		☐ マイナンバー記入・貼付用紙 ※以下の添付書類①②を貼り付けしてください	■ 申請者の番号確認書類と身元確認書類のコピーが添付されているかご確認ください（申請者の配偶者や、申請する児童など申請者以外の世帯員は添付不要）。
		①番号確認書類のコピー ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 個人番号が記載されている住民票	
		②身元確認書類のコピー A いずれか1点でよいもの ☐ 個人番号カード（マイナンバーカード） ☐ 運転免許証 ☐ 写真付き身分証明書 （氏名・生年月日の記載があるもの） B いずれか2点必要なもの ☐ 保険証（国保、健康保険、介護保険など） ☐ 公共料金の領収書 ☐ 市町村民税各種証明書 ☐ 源泉徴収票 ☐ 住民票 ☐ 戸籍の附票 ☐ 各種医療受給者証 ☐ 写真のない身分証明書	
		☐ 保育を必要とする理由が確認できる書類	■ 夫婦世帯の場合は父・母どちらも書類が必要です。

きょうだいで同時に申請する場合

きょうだいで同時に申請する場合は、申請書のみ1人につき1枚ご用意ください。申請書以外の書類は世帯につき1部ずつのご用意で差し支えありませんが、提出時は以下の2点にご協力ください。

- 1 申請書以外の書類は年齢の若いお子さまの申請書に添付
- 2 書類を添付しないお子さまの申請書には余白に「添付書類は弟（妹）の申請書に添付」と追記

申請日から6か月以内の証明日の書類を札幌市へ提出している場合

申請児童本人やきょうだいが認可保育所等に入所している・申請を行っているなどの理由で、申請日より6か月以内に証明された「保育を必要とする理由が確認できる書類」を札幌市に提出している場合は、今回の提出を省略していただけます（状況が変わっていない場合に限る）。

申請書の余白に「添付書類は、（手続き名）※認可保育所の入所手続きなどのため、令和〇年〇月に札幌市へ提出済み」と追記してください。